

明日の福島をになう青少年を健全に育成するために

地域ぐるみで

- * 地域の行事やボランティア活動に参加しよう。
- * 一声かける「あいさつ運動」を広げよう。
- * ひとの子も愛情をもって見守ろう。

子どもに公共のルールやマナーをしつかり教えよう!!

大人が変われば子どもも変わる

青少年の育成は県民一人ひとりのあたたかい思いやりから!

青少年を非行から守るために

携帯電話には
フィルタリングサービス
を利用しよう

しない・させない!
出会い系サイトへの
アクセス

有害図書類を
「見せない!」
「買わせない!」

青少年の
*メディアリテラシーを
向上させよう!



暴走行為を
「しない」「させない」
「見に行かない」

ダメ・ゼッタイ!!
薬物乱用

未成年者には
飲酒・喫煙を
させない

※メディアリテラシー…情報を鵜呑みにせず、その真偽や価値を自分で判断する力

「ふくしま青少年育成プラン」H25~32年度
夢に向かってチャレンジする意欲と創造力に
あふれ、たくましく生き抜く力を持つ
青少年を地域の力ではぐくみます

家庭では

- * 家族でゆっくり語り合える時間を持とう。
- * 家庭での役割を決め、実行しよう。



平成24年度「家庭の日」最優秀賞
本多 鳩大さん(いわき市)

青少年の深夜外出について

福島県青少年健全育成条例では、「午後10時から翌日の午前5時まで(深夜)」の青少年の外出に、次のような制限を設けています。

- ①保護者は、特別の事情がある場合のほか深夜に青少年を外出させないよう努めなければなりません。
 - ②すべての人は、保護者の委託や同意を得て、またはその他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出したり同伴させたり、とどませたりしてはなりません。
【違反すると、30万円以下の罰金】
 - ③コンビニなど深夜に営業を営む人(従業員等含む)は、特別の事情なく深夜にその営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければなりません。
 - ④カラオケボックスやインターネットカフェなど遊技営業等を営む人(従業員等含む)は、深夜にその営業の場所に青少年を客として立ち入らせてはなりません。
【違反すると、30万円以下の罰金】
- また、その営業の見やすい箇所に、深夜における青少年の立ち入りを禁止する旨を掲示しなければなりません。
【掲示命令に違反すると、10万円以下の罰金】

青少年が夜間に外出し、犯罪の被害者、加害者となるケースが後を絶ちません。青少年を犯罪の被害者、加害者にしないためにも夜間は外出をさせないように努めましょう。

夏休みを健全に楽しくすごせるよう
次の運動が実施されます。

- ◆「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 (7月：内閣府)
- ◆「社会を明るくする運動」 (7月：法務省)
- ◆「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」 (7/16～7/25：福島県・福島県交通対策協議会)
- ◆「ダメ・ゼッタイ普及運動」 (6/20～7/19：厚生労働省・福島県)

少年センター

(非行防止の拠点として補導活動等を行っています。)

福島市青少年センター	福島市宮下町1-15	TEL 024-535-7310
会津若松市少年センター	会津若松市栄町5-17	TEL 0242-39-1304
郡山市少年センター	郡山市清水台1丁目1-30	TEL 024-922-1162
いわき市総合教育センター	いわき市平字堂根町1-4	TEL 0246-22-3706
白河市少年センター	白河市八幡小路7-1	TEL 0248-22-1111
須賀川市少年センター	須賀川市八幡町135	TEL 0248-88-9173
喜多方市少年センター	喜多方市字西四ヶ谷31	TEL 0241-23-2115
相馬市少年センター	相馬市中村字大手先13	TEL 0244-37-2187
二本松市少年センター	二本松市榎戸1-92	TEL 0243-23-5121
南相馬市少年センター	南相馬市原町区本町2丁目27	TEL 0244-24-5215